

# 窓口を延長します

## 3月26日(金)～4月3日(土)

3月27日(土)・28日(日)・4月3日(土)も  
窓口を開庁します

とき

平日 午後7時まで

休日 午前9時～午後5時

開庁窓口

本庁の市民課、納税課

対象業務

〔市民課〕

・住民異動届の受付

・住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本などの交付、印鑑登録の受付

※住民基本台帳カード・公的個人認証に関する手続きはできません。

※本人、世帯員以外の代理の方が住所異動や世帯主変更の届け出をする場合は委任状が必要になります。

なお、窓口に来られる方の本人確認を行っていますので、身分証明書などを持参願います。本人確認ができなかった方については、届出後郵便で届出内容の確認を行います。

市民課 (内線258・260・261)

〔納税課〕

・納税

・納税相談

納税課 (内線586)

※他市町村・他機関に確認の必要がある場合など、手続きができないこともありますので、ご了承ください。

## 4月から

## 毎月第3日曜日に

## 窓口を開庁します



とき

4月から毎月第3日曜日

午前9時～午後1時

開庁窓口

本庁の市民課・納税課

対象業務

・住民異動届の受付

・住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本などの交付、印鑑登録の受付

※住民基本台帳カード・公的個人認証に関する手続きはできません。

※本人、世帯員以外の代理の方が住所異動や世帯主変更の届け出をする場合は委任状が必要になります。

なお、窓口に来られる方の本人確認を行っていますので、身分証明書などを持参願います。本人確認ができなかった方については、届出後郵便で届出内容の確認を行います。

※他市町村・他機関に確認の必要がある場合など、手続きができないこともありますので、ご了承ください。

とき

※この実施に伴い、毎週月曜日の市民課窓口の時間延長は、3月末で終了します。

市民課 (内線258・260・261)

石巻地区・桃生地区の  
防災行政無線が、  
一時的に運用停止します

石巻地区・桃生地区の

防災行政無線が、

一時的に運用停止します

石巻地区と桃生地区における  
防災行政無線の運用を停止する  
予定です。

万が一、この期間に災害などが発生した場合には、テレビ・ラジオなどによる自主的な情報収集についてご協力をお願いします。

石巻地区

とき

3月20日(土) 終日

※本庁舎移転に伴う通信施設移設のため運用を停止します。

桃生地区

とき

3月25日(木) 終日

※通信機器の更新のため、運用を停止します。

防災対策課 (内線397・399)・  
桃生総合支所総務企画課

### 市報いしのまき 3月号に掲載の 各課問い合わせ内線番号

今月号まで、現庁舎の内線番号を掲載しています。新庁舎移転後の内線番号は変更になりますので、ご迷惑をおかけしますが、移転後、市役所に電話をかける際は、課などの名称をお伝え願います。なお、市役所代表電話番号 ☎ 0225-95-1111 は変わりありません。



▶新庁舎2階 市民課前

## 転出・転入される児童生徒の保護者の皆さんへ

### 転出する方

転出前の学校で発行された在学証明書など関係書類を、転出先の小・中学校、または教育委員会へ提出してください。

### 転入した方

転入手続きをすると入学通知書が発行されますので、新しい学校へ提出してください。

ただし、新1年生（入学式前）は教育委員会での手続きが必要となりますので、教育総務課または各事務所においてください。

### 手続き・問

教育総務課 (内線604)

河北事務所 ☎62-3511  
 雄勝事務所 ☎57-3681  
 河南事務所 ☎72-2092  
 桃生事務所 ☎76-4535  
 北上事務所 ☎67-2234  
 牡鹿事務所 ☎45-2246



## 水道・下水道の引っ越し手続き

### 転出する方

水道企業団までお電話ください。その際、お手元に「水道使用水量等通知書(検針票)」をご用意願います。

### 転入した方

申し込みの際は、ポスト・玄関に入れてあります「水道をご使用されるお客様へ」に記入されている「お客さま番号」を確認の上、電話で申し込みください。引っ越しの5日前までにご連絡をお願いします。

なお、水道料金と下水道使用料は、水道企業団で合算請求を行っていただきます。

### 手続き・問

石巻地方広域水道企業団営業課 (石巻・河南地区) ☎95-6711  
 1 北部地区管理事務所 (河北・桃生・雄勝・北上地区) ☎62-2115  
 牡鹿営業所 (牡鹿地区) ☎45-2117  
 下水道管理課 (内線379)・各総合支所産業建設課

## 一時多量ごみ(引っ越しごみなど)は、集積所に出せません。

ごみ集積所に出せるごみは、一般家庭の日常生活から出たものが対象です。

そのため、庭木の刈り込みや清掃および引っ越しなどで、一時的に多量に出た家庭ごみは、ごみ集積所に出せません。

多量のごみは、通行の妨げになり危険であるばかりでなく、一般家庭ごみの収集効率を著しく悪化させます。有料になりますが、分別し、自らごみ処理施設に搬入するか、収集運搬業者に依頼しましょう。

ご協力をお願いします。

### 問 廃棄物対策課 (内線402・403)



## 国民年金の届出は忘れずに!

### 第2号被保険者

国民年金は、就職、結婚、退職などの人生の節目に加入の仕方(種別)が変わる場合があります。その都度手続きが必要です。

手続きをしないと、保険料を納めることができず、将来の年金額にも影響しますので、ご注意ください。

国民年金の加入の仕方(種別)は3種類です

第1号被保険者  
 自営業者、農・漁業従事者、学生などの方(市役所で手続き)

第2号被保険者  
 厚生年金、共済年金などに加入している方(会社などで手続き)

第3号被保険者  
 第2号被保険者に扶養されている配偶者の方(会社などで手続き)

※日本国内に居住している20歳から60歳までの方は、国民年金の被保険者です。

詳しくは、お問い合わせください。

石巻年金事務所 ☎22-5117  
 市保険年金課 (内線262)・各総合支所市民生活課・各支所

### 3月1日~8日は女性の健康週間です

平成19年4月に策定された「新健康フロンティア戦略」において、「女性の健康力」が柱の一つに位置づけられました。

生涯を通じて女性が健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすためには、生活の場(家庭・地域・職場・学校)を通じて女性のさまざまな健康問題を社会全体で総合的に支援することが重要です。女性の健康づくりを国民運動として展開しましょう。

男女共同参画推進室 (内線600)